

## 施設概要

名称	SAGAアリーナ				
住所	佐賀県佐賀市日の出2丁目1番10号				
構造	鉄骨造				
メイン施設	施設名称	階	床面積	高さ	
	メインアリーナ	1F	46m×46m	約20m	
	サブアリーナ	1F	45m×40m	約15m	
延床面積	29,800m <sup>2</sup>				
管理運営会社	株式会社SAGAサンシャインフォレスト				

## 利用時間・アクセス

## 【利用時間】

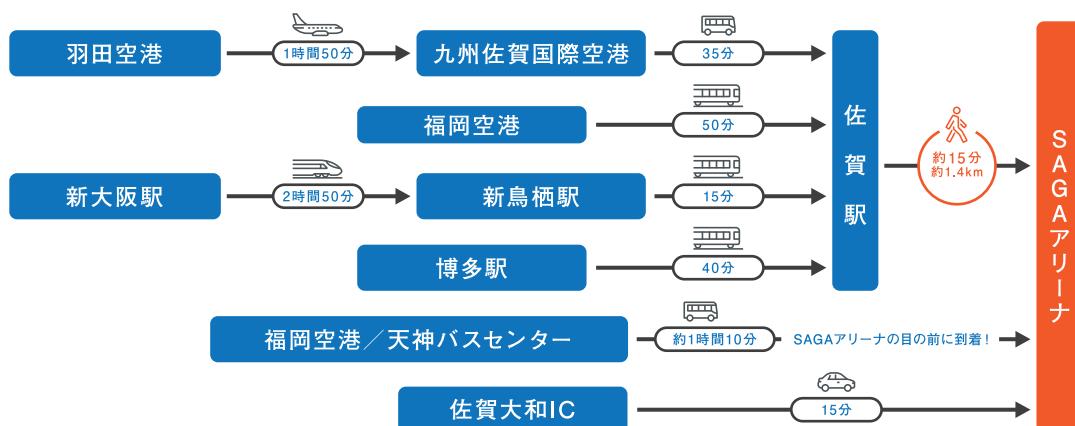
メインアリーナ	基本利用時間 8:00~22:00
サブアリーナ	

※基本利用料は、8:00~22:00の任意の連続した12時間を1単位とします。12時間を超える場合、延長料金が発生します。

※会議室等諸室のみを単独でご利用の場合は9時から17時までを1単位とします。

※保守点検、メンテナンスを目的とした休館日は、不定期で設定することがあります。

## 【アクセス】



【SAGAアリーナ】 佐賀市日の出2丁目1番10号

バスでお越しの場合：佐賀駅バスセンター2番乗り場

○佐賀市営バス

[30] SAGAサンライズパーク・自動車試験場行き

○昭和バス

[73] 古湯温泉行き

[74] 中極・小城行き

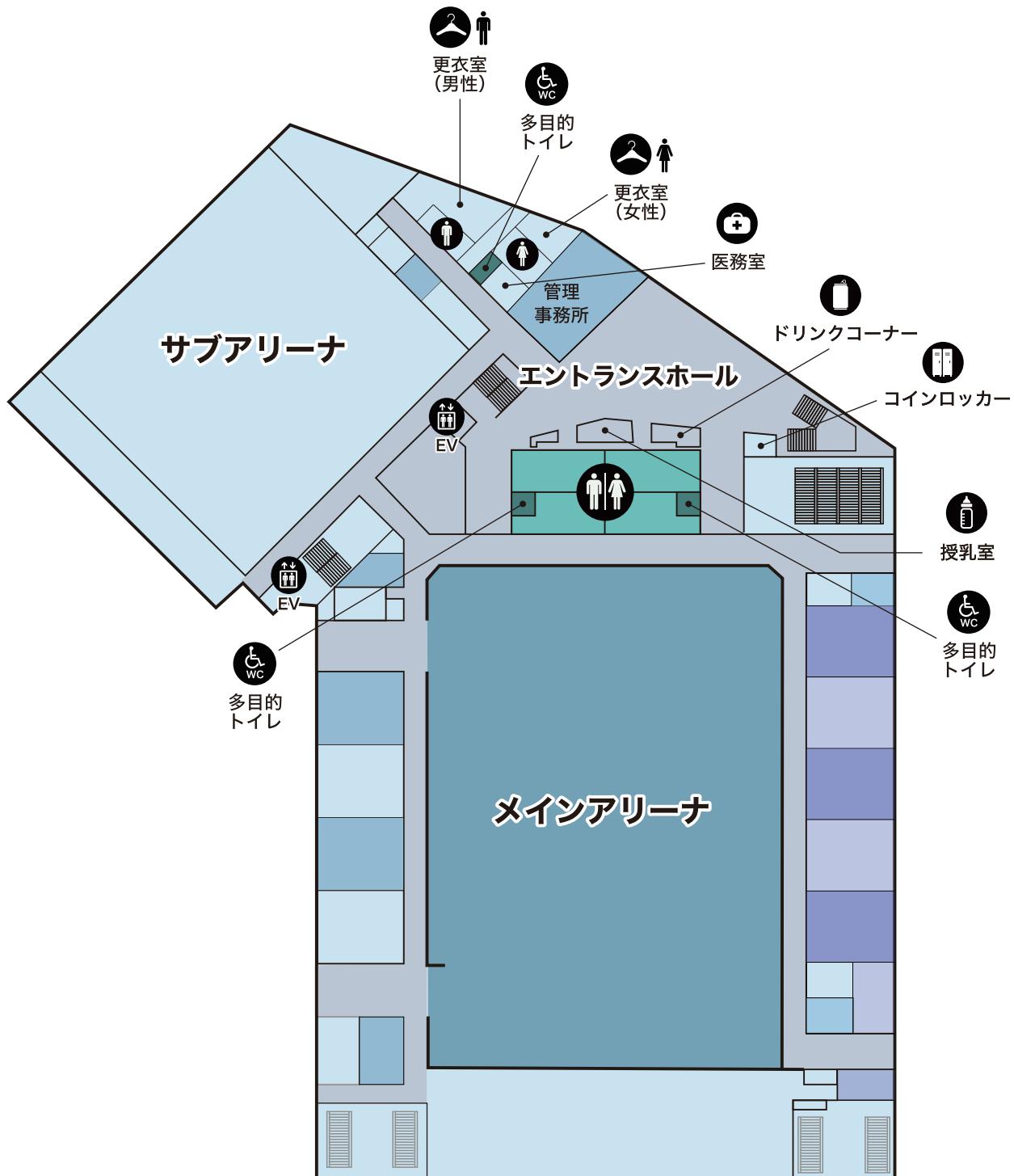
[75] イオンモール佐賀大和・昭和バス佐賀営業所行き

SAGAサンライズパーク（市文化会館前）下車

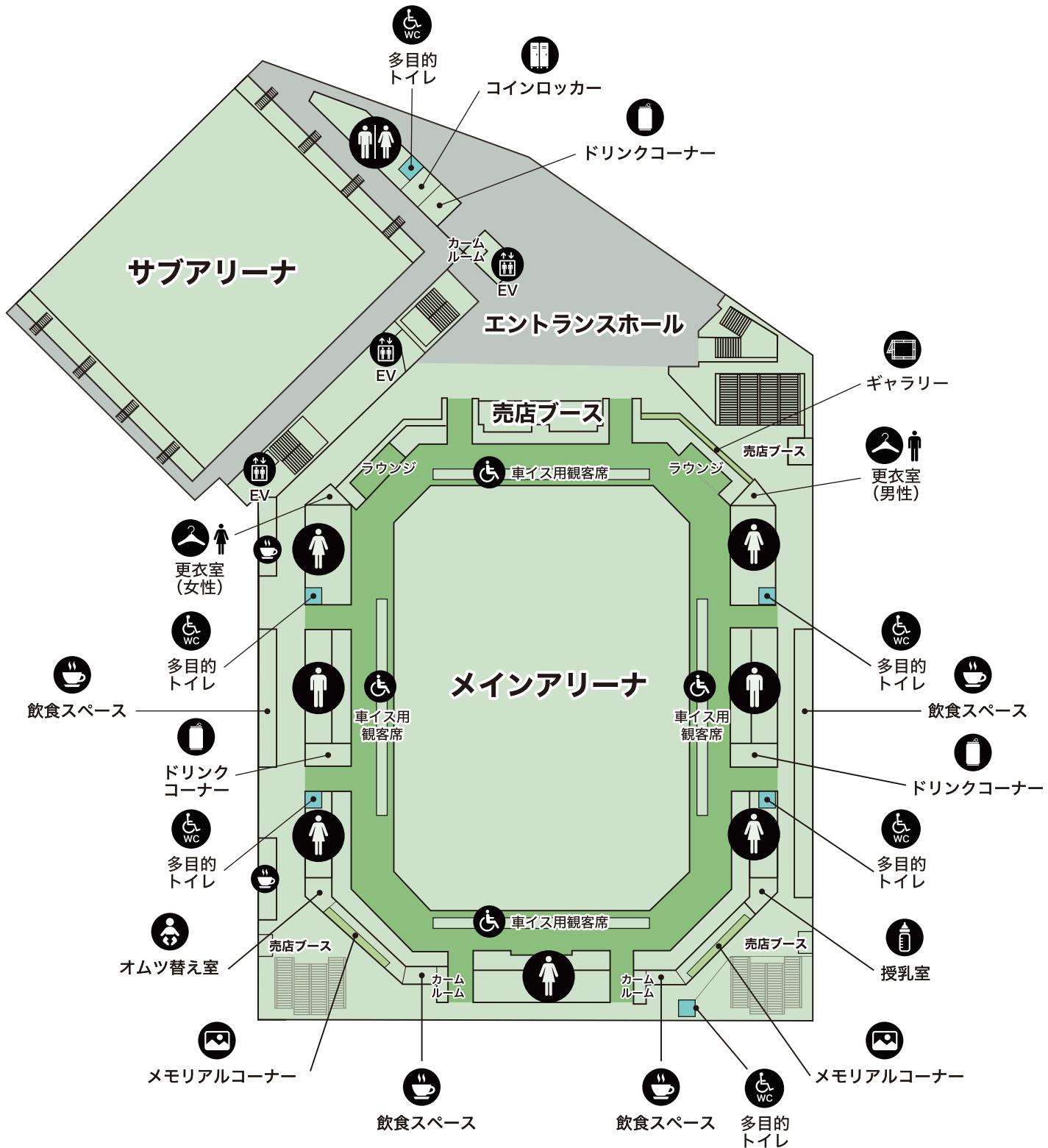
車でお越しの場合：長崎自動車道、佐賀大和ICを降りて、佐賀市街方面へ。国道263号線を南方向へ、約10分。

徒歩でお越しの場合：JR 佐賀駅から徒歩約 15 分

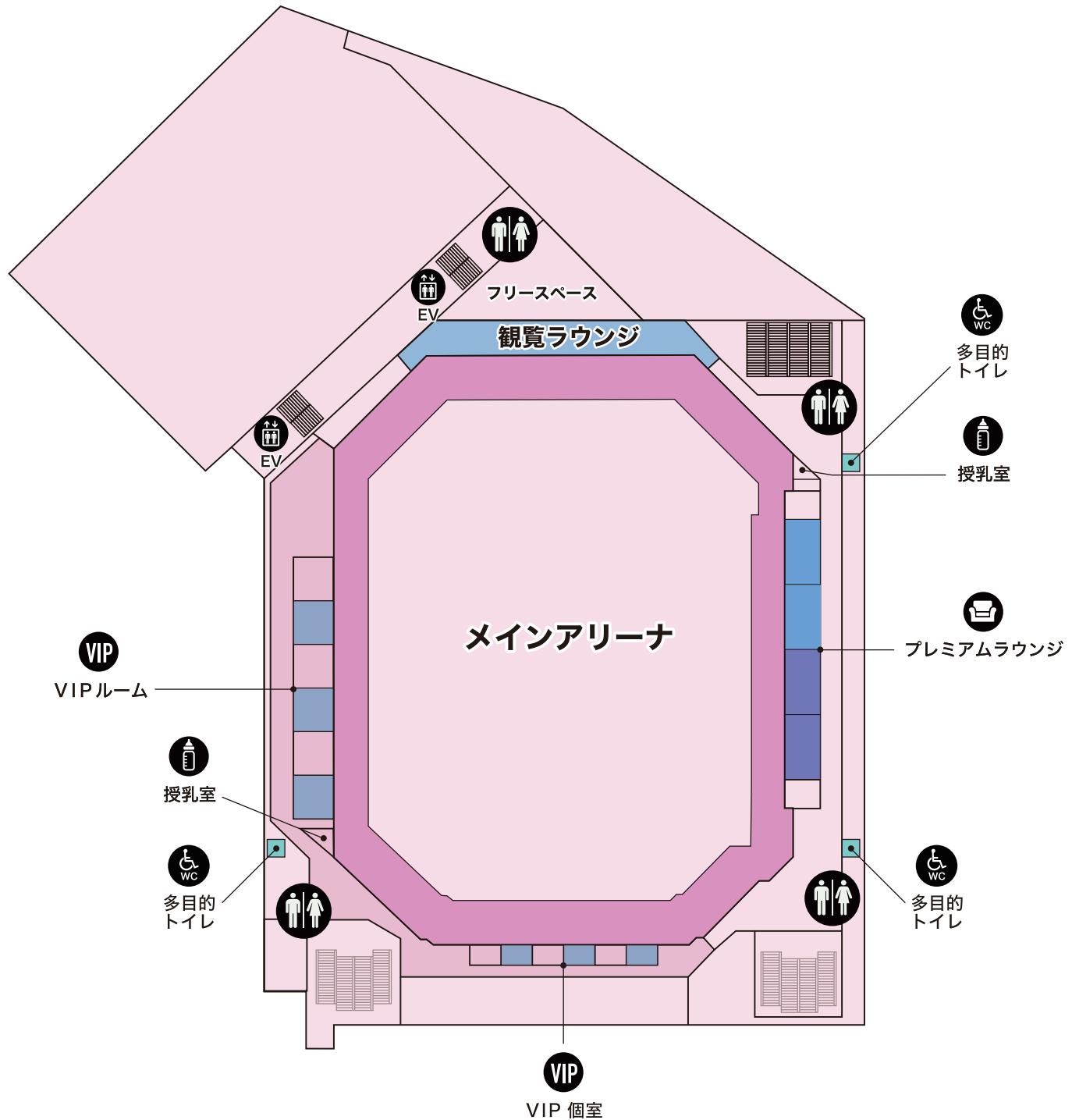
## フロアマップ 1F



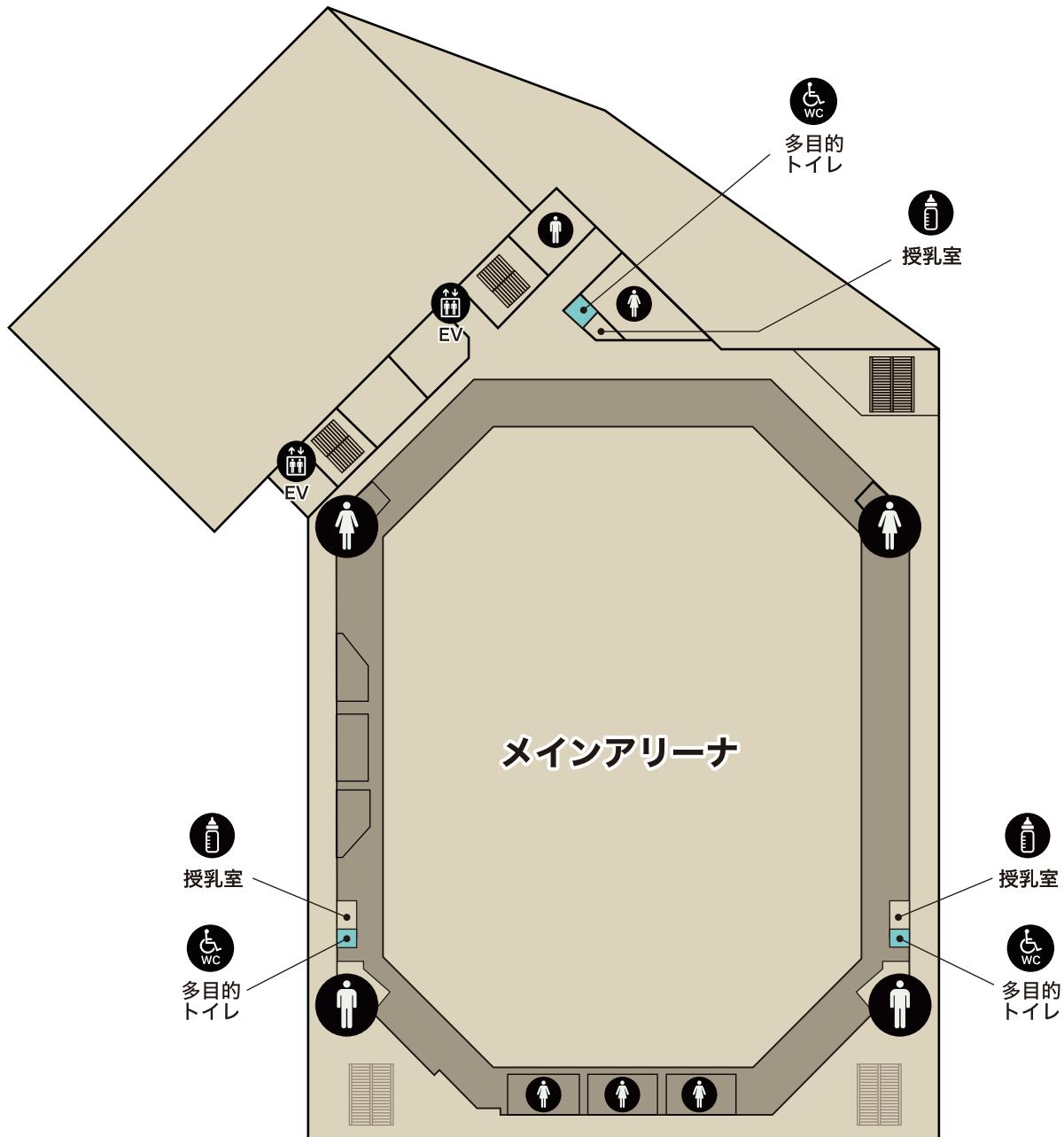
## フロアマップ 2F



## フロアマップ 3F



## フロアマップ 4F



## メインアリーナ：利用申請



## 【ご利用申請に際しての注意事項】

- 国際的な催事、全国規模の催事、全館利用（アリーナ・サブアリーナおよびすべての諸室）の催事、その他指定管理者が認める催事につきましては、隨時受付が可能です。ご相談ください。
- 定期的な持ち回りで開催されている催事、アリーナ全面を使用する催事については、2年前の月の初日から仮予約が可能です。
- 県大会以上の催事、その他県が認める催事に関しては、パーク内他施設と同様に1年前の3月末日までに調整会議を行います。
- 原則として、メインアリーナ諸室のみの利用はできませんが、利用予定日の含まれる月の月初よりご予約の可否について、お問い合わせが可能になります。専用フォーマットにてご相談ください。
- サブアリーナのみの利用については、別途定めます。9ページ以降をご覧ください。

## メインアリーナ：利用料金について

### 【予約金・入金方法】

「お問い合わせフォーム」または「お問い合わせ票」をお預かりした後、仮予約受付可否の確認の上、「利用許可申請書」のご提出依頼と「予約金請求書」を発行します。予約金は施設利用料の50%とし、請求書発行日から2週間以内に口座振込にてご入金ください。利用許可申請書とご入金までの2週間については、仮予約とし、予約の確保をいたします。入金に遅滞が生じた場合には、仮予約が解除されますので、ご注意ください。

※ほかの支払い方法をご希望の場合は、お問い合わせください。

### 【施設利用料残金】

施設利用料金は全額を事前入金制としております。ご予約日の3ヶ月前の月初までに、現地にて利用の事前打ち合わせをお願いしております。この時期を超えてしまふと、サブアリーナの一般貸出が始まり、付帯設備・備品・諸室等利用の優先権確保が難しくなりますので、ご注意ください。このお打ち合わせの段階で、概算額の算出をします。その後、発行します概算利用料金請求書を元に施設利用1ヶ月前までに残金のお支払いをお願いいたします。

※「メインアリーナ利用申請書」の提出日が、施設利用の1ヶ月前の月初以降の場合は、予約金の請求に替えて施設使用料の概算全額の請求書を発行いたしますので、請求書発行日から1週間以内にご納付ください。

### 【キャンセル料】

正式な施設利用手続きを経て、株式会社SAGAサンシャインフォレストが「メインアリーナ利用許可書」を発行した後に、利用申請者の都合でキャンセルを行った場合、キャンセル料が発生いたします。以下に定めたキャンセル料を請求いたしますので、ご了承ください。

取り消し日	キャンセル料
利用開始日1年前の翌日以降	50%
利用開始日の1ヶ月前の翌日以降	100%

※利用開始日1ヶ月以内の申し込みでの予約キャンセル料は、施設利用料の100%となります。

各種手続きが期日までに行われなかった場合は、予約はキャンセルとみなし、それまで納付していただいた料金は、キャンセル料として返金は行いません。

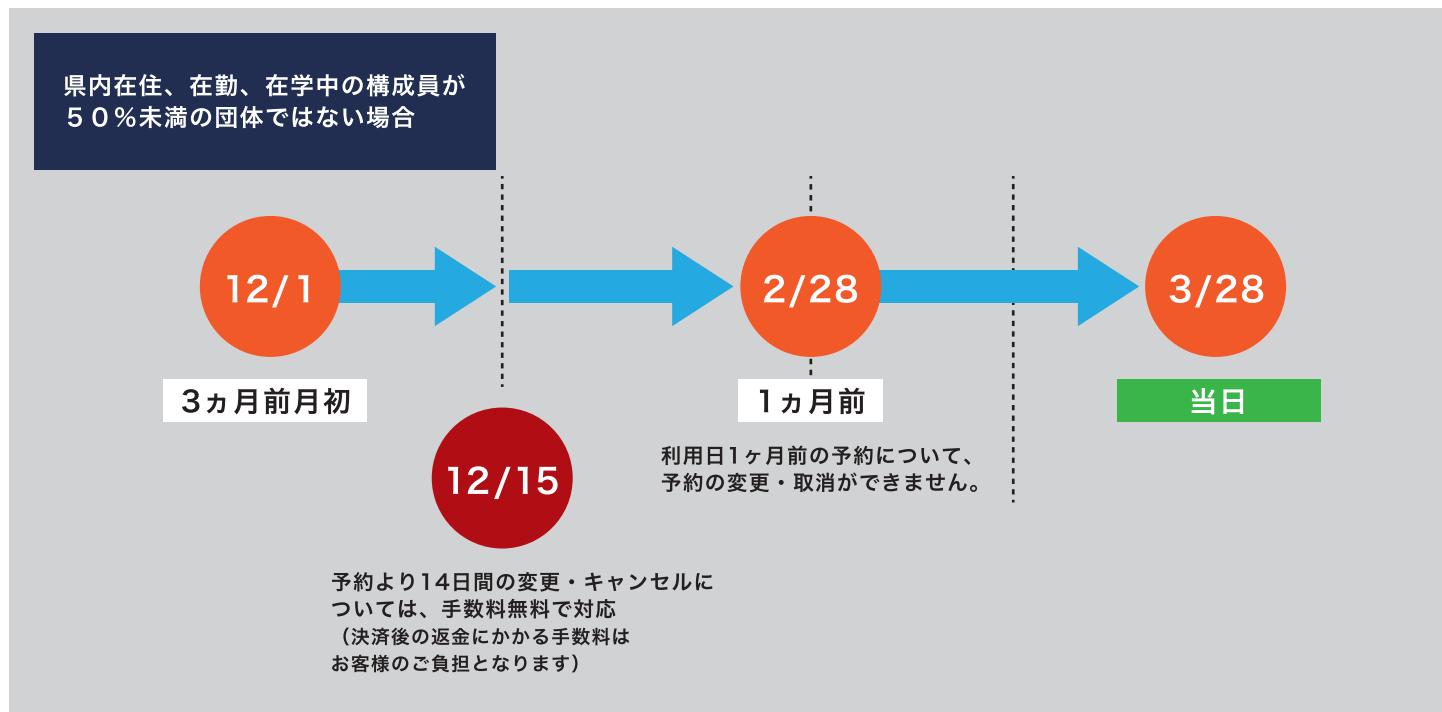
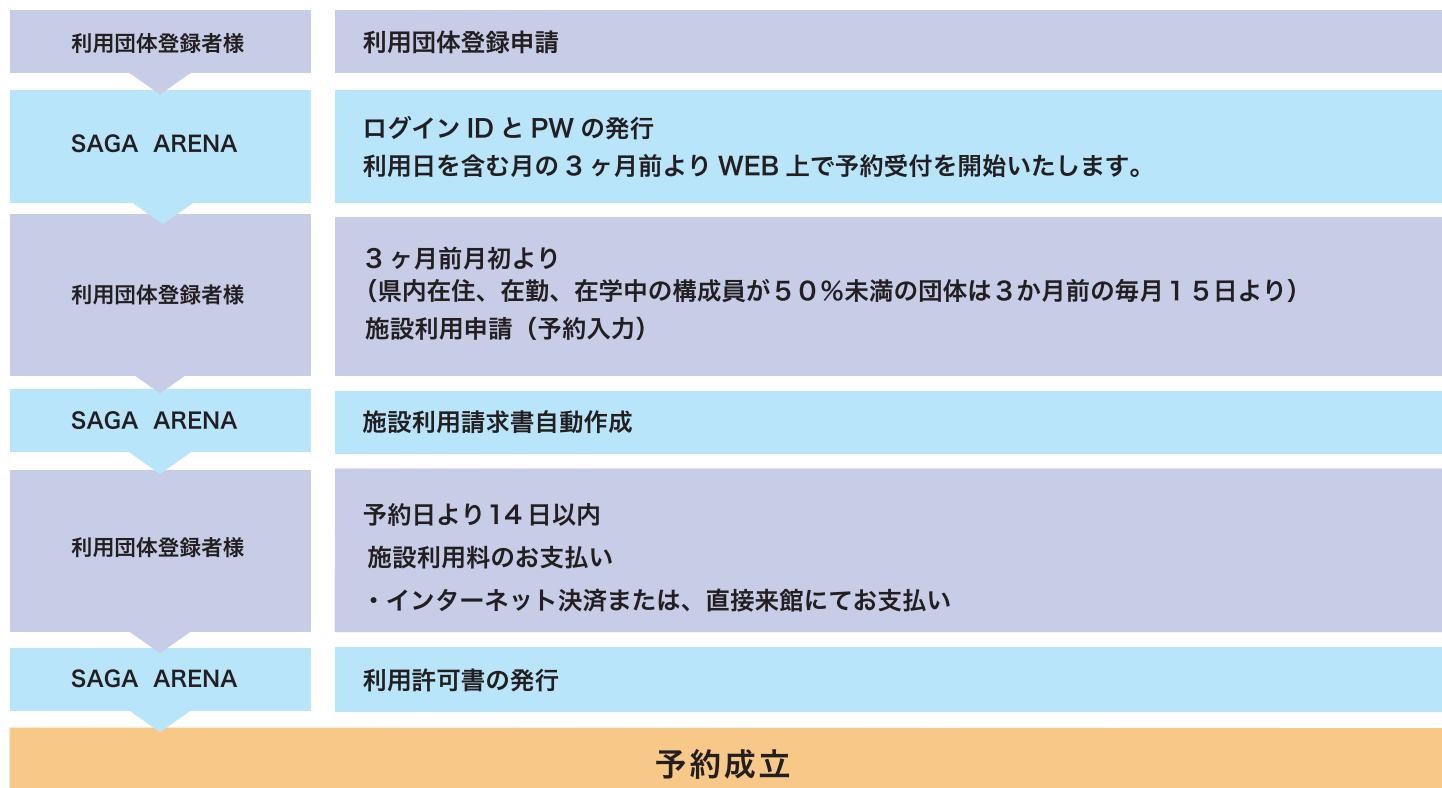
### 【追加利用料金】

利用費当日、施設および付帯設備・備品・諸室等の利用料に追加が生じた場合は、後日、利用料金請求書を発行します。指定する期日までにご入金下さい。

## サブアリーナ：利用申請

サブアリーナのご利用に際しては、事前の利用団体登録が必要です。

(※個人による申請はできません) 利用団体登録者へはログイン用のIDとパスワードを発行いたします。



## サブアリーナ：利用料金について

### 【利用申請に際しての注意事項】

- ・利用開始日の該当月の3ヶ月前の月初より利用申請の受付を行います。（県外団体については15日より）
- ・事前に登録された利用団体のみ申請が可能で、個人による申請は受け付けておりません。

※メインアリーナと一緒にサブアリーナを使用する場合は事前の利用団体登録は不要で、メインアリーナと一緒に一括で利用申込の手続きを行うことができます。

- ・サブアリーナ利用団体登録は、p11にある所定の手続きを行ってください。
- ・インターネットにおいてのみ利用を受け付けます。

※インターネットの利用が困難な方は、来館、電話等で当施設にご相談ください。

- ・1団体の利用申込は各月5件までといたします。
- ・予約確定後、施設に空きがある場合は、利用日の前日までインターネットにて先着順で受付いたします。
- ・利用申込済みの日程変更については不可とします。
- ・申請の内容によっては、利用日の調整を行わせていただく場合がありますのでご了承ください。

### 【施設利用料金／入金方法】

- ・株式会社SAGAサンシャインフォレストが指定する期日までに、インターネットにてクレジットカード決済、もしくは直接来館にてお支払いください。
- ・指定期日までに決済いただいた団体には決済確認後、利用許可書を発行し、登録されているメールアドレスに送信いたします。
- ・お支払いの遅滞が生じた場合は予約の権利を取消とさせていただきます。  
一度ご入金いただきました利用料金は返還いたしかねます。くれぐれもキャンセルがないようにご注意ください。
- ・その他ご入金の方法、お支払い方法のご希望については、登録時にご相談ください
- ・予約より14日間以内の変更・キャンセルについては、手数料無料で対応（決済後の返金にかかる手数料はお客様のご負担となります）

### 【付帯設備・備品等の利用】

付帯設備・備品利用などのお申し込みは、予約成立後、インターネット上のマイページよりお申し込みください。

利用料金については、利用当日にて窓口にてお支払いください。

## サブアリーナ：利用団体登録

### 【サブアリーナ利用団体の登録方法】

サブアリーナの利用は、事前の団体登録を行っていただく必要があります。

当施設のホームページから所定の申請フォーム「サブアリーナ利用団体登録申請書」へご入力のうえ、登録団体代表者本人に直接お越しいただき、審査をいたします。

※インターネットの利用が困難な方は、来館、電話等で当施設にご相談ください。

### 【サブアリーナ利用団体の登録条件】

サブアリーナ利用団体登録ができるのは、以下のすべての条件を満たす団体とします。

- ・指導統括を行う20歳以上の責任者がおり、10名以上で構成されていること。
- ・原則アマチュア活動を目的としていること。またはスポーツの振興に寄与する活動をしていること。
- ・宗教活動、特定の政党の利害に関する行為を行わないこと。
- ・定期的かつ組織的に活動している団体であること。

※なお、県内在住、在勤、在学中の構成員が50%未満の団体は3か月前の毎月15日からの予約となります。確認資料等の提出時には、十分ご注意ください。

### 【登録団体代表者確認】

- ・場所 : SAGAサンライズパーク
- ・受付時間 : 平日9時～17時
- ・確認内容 :
  - ・サブアリーナ利用団体登録申請書
  - ・登録団体代表者の個人認証できるもの（保険証・免許証等原本）
  - ・構成メンバーの確認（保険証、免許書等の写し）
  - ・各種大会等への参加状況、活動状況のわかる書類等
  - ・その他登録条件を確認できるもの

※登録団体代表者本人が直接お越しください。

※団体登録代表確認は、2022年9月より開始いたします。

お越しいただく場所と時間については、個別にメールにてご連絡いたします。

### 【審査の実施】

サブアリーナ利用登録団体として認可するにあたり、登録条件等を照合し、審査を実施します。

また、いかなる理由がある場合でも、p13【利用の制限】に該当する利用を行う恐れがある団体など、

株式会社SAGAサンシャインフォレストが不適当であると認めた場合には、お断りすることができます。

また、必要に応じて、追加資料をご提示いただく場合があります。

### 【認可と有効期間】

認可に伴い、サブアリーナ利用団体登録証を発行します。

また登録の有効期間は原則として1年度といたしますが、代表者・構成員に変更がない場合は自動継続とします。代表者・構成員に変更が生じた場合には遅滞なく、変更届を提出いただきます。必要に応じて、面談も実施いたします。なお、最終利用から1年を経過した後、再度利用を希望される場合には、再登録をお願いする場合もございます。「代表者・構成員変更」「再登録申請」については個別に事務所へお問い合わせください。

## 利用条件

### 【利用条件】

本利用規則等、当施設の利用条件や指示等を遵守してください。

- ・利用者は、設営から催事終了後の撤去までの全てにおいて、安全を確保し、当施設周辺へ迷惑がかからないよう、責任をもってご対応いただきます。
- ・利用者は、各種法令の遵守および法令に定められた申請を関係諸官公庁に対して、それぞれの指定された期日までに提出し、承認を得ていただきます。
- ・利用者は、実施する予定の催事内容等の実施計画書および警備、防災等の面から来場者・関係者の安全を確保した警備・運営計画書等をあらかじめ指定期日までにご提出いただきます。その際、各種保険の加入状況についても、確認させていただく場合があります。

### 【利用の制限】

当施設が次の事項に該当すると認めた場合、ご利用をお断りします。

- ・公序良俗に反する、もしくはその恐れがあると認められる場合
- ・場内外の秩序を乱す恐れが認められる場合
- ・騒音や振動等、場内外に著しく迷惑が生じる可能性が認められる場合
- ・施設やその付帯物もしくは周辺の構造物を損傷する恐れが認められる場合
- ・利用者、来場者もしくはそれらの代理人や媒介する者が暴力団体等の反社会的勢力と認められる場合
- ・暴力団体または事業内容が明確でない団体、もしくは反社会的勢力や関係者が主催、共催、後援もしくは協賛する行事と認められる場合
- ・他の施設利用者に不利益や不都合が生じると認められる場合
- ・施設の管理運営上、支障があると認められる場合
- ・その他、当施設が不適当であると認めた場合

### 【利用の承認】

- ・ご利用の承諾は「メインアリーナ利用許可書」または「サブアリーナ利用許可書」の利用申込者への発行をもって行います。
- ・これらの許可書については、施設利用時にご持参ください。
- ・施設利用時、施設に設置されている利用窓口へ提示いただきます。
- ・またこれらの許可書はいかなる理由があろうとも、他人への譲渡は禁止いたします。

### 【利用内容の変更】

- ・利用承認後に利用内容等が変更になる場合は、速やかに「メインアリーナ利用内容変更届」もしくは「サブアリーナ利用内容変更届」をご提出ください。

※直前の変更は受け付けず、利用を中止とする場合があります。

- ・ご提出後、発行済みの「メインアリーナ利用許可書」「サブアリーナ利用許可書」は取り消しし、改めて利用内容を変更した「メインアリーナ利用許可書」「サブアリーナ利用許可書」を発行します。
- ・興行イベントにおけるコンサート・ショーの場合、内容変更是原則不可とします。

## 利用における諸注意事項

### 【承諾の取消・中止】

次の場合には利用承認を取り消したり、利用の中止を命じたり、または再利用を禁止する場合があります。これらの場合は、原則としてそれまでご入金していただいた料金は返金しません。

- ・「メインアリーナ利用申請書」や「サブアリーナ利用申請書」に虚偽の記載事項があったと認められた場合
- ・申請時の利用の目的、内容と著しく異なると認められた場合
- ・利用規定等、当施設の利用条件や指示等に正当な理由なく違反したと認められる場合
- ・正当の手続きを行わず、利用の目的、内容等を変更したと認められた場合
- ・法令順守に反したり、関係諸官公庁の承認を得ていないと認められた場合
- ・指定期日までに利用料を入金しないと認められた場合
- ・利用承認後にp12【利用の制限】の規定に該当することが判明した場合
- ・その他、当施設が利用承認を続けることが不適当であると認めた場合

### 【利用上の禁止事項】

当施設は次の行為を原則として禁止します。

- ・施設内へ危険物または火気を持ち込むこと
- ・施設を損傷させる可能性のあるものを身につけていること
- ・著しく酒気を帯びている状態であること
- ・施設内外において許可なく、チラシ、ポスター等を配布すること
- ・施設内外において許可なく、旗、のぼり、看板等を設置すること
- ・施設内へ動物を持ち込むこと ※人以外のすべての動物を禁止（ただし介助犬、聴導犬、盲導犬等は除く）
- ・客席から物を投げること、暴れること、客席から身を乗り出す等、危険な行為
- ・その他、当施設が不適当と認めた行為

※所轄する官公庁の許可を受けたと証明できる場合や当施設が特別に承認した場合はこの限りではありません。

※上記を遵守いただけず、主催者ならびに来場者に損害が生じた場合、当社は賠償責任を一切負いません。

## 利用における諸注意事項

### 【利用者の管理責任】

- ・利用者は法令及び当施設利用規定を順守し、株式会社SAGAサンシャインフォレストが承認した施設の利用申請内容及び計画書、関係官公庁への届出や指導に従って、安全な催事運営・管理を行ってください。
- ・利用者は催事関係者のみならず来場者、近隣住民に対しても、法令及び当施設利用規定を順守するよう周知徹底し、安全な催事運営・管理を行ってください。
- ・利用者は、催事全体を適切に管理でき、推進を統括する地位にある「統括責任者」を選任してください。
- ・「統括責任者」は原則として防火管理責任者を兼任し、利用期間中施設に常駐しながら、会場および催事全体についての利用施設及び催事管理を行ってください。
- ・利用者は、利用期間中の施設の管理と来場者の整理・案内、盗難・火災、事故の防止、急病・けが人発生時の対応に対して、必要な対策を講じ、適切に対応してください。
- ・来場者等の警備、誘導は利用者が警備会社へ委託、および警備担当者への配置を行う等の対策を講じ、雑踏事故・盗難等の防止をお願いいたします。予測を超える来場者があった場合も、緊急増員手配等含めて、利用者の責任においてご対応ください。
- ・複数同時開催時に来場者で混雑することが予想される場合は、同時開催される催事の利用者同士で相互に協力の上、あらかじめ総合的な管理計画を立案してください。計画立案にあたっては、当施設担当者にご相談ください。
- ・災害や事故などに備え、防災設備、避難口・避難誘導方法・消火器、AEDの位置等を予めご確認ください。
- ・災害発生の際は、利用者は利用者が用意する計画書に基づいて「災害対策本部」を設置し、当施設の指揮下で連携活動を行ってください。
- ・利用期間中（設営・撤去期間を含む）に当施設内で発生した事故等については、利用者・催事関係者・当該催事来場者の行為に起因することであっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。
- ・万が一に備えて、利用者には必要な保険に加入されることをお勧めします。
- ・その他、ご利用に際しては当施設担当者とご相談の上、その指示に従ってください。
- ・当施設では、施設の保全と設営・撤去作業の安全確保のため、指定会社制度を導入しております。指定会社へ業務を依頼する場合は、当施設担当者にご相談ください。

### 【催事の中止、施設の閉鎖】

次の事項に該当する場合は、催事の中止や施設の閉鎖を行う場合があります。

- ・感染症等が発生し、国内での感染が懸念される場合
- ・行政による自粛要請、閉鎖勧告および閉鎖命令があった場合
- ・佐賀県地域防災計画に基づく「一時滞在施設」を開設する場合
- ・その他、事故や災害等が発生した場合、他施設等の動向を踏まえつつ、施設や来場者の安全確保上、当施設が必要と認めた場合、催事の中止、施設の閉鎖を検討することができます。

## 利用における諸注意事項

### 【原状復帰の義務】

- ・利用者は利用終了後ただちに当施設、設備を原状に回復し、当施設担当者の点検を受けてください。
- ・利用者が施設、設備および器物を汚損または滅失したときは、利用者および当施設担当者双方たちあいのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を当施設に対し賠償していただきます。

### 【清掃・ゴミの処理】

- ・利用期間中における会場内の清掃は、利用者の責任と費用負担において行ってください。なお、必要に応じて当施設の指定業者をご紹介いたします。事前に当施設へご相談ください。
- ・利用期間中における会場内およびコンコースのゴミの処理は、利用者の責任と費用負担において行ってください。
- ・諸室等におけるゴミについては、当施設内の指定された場所へまとめていただきます。
- ・メインアリーナの利用においては、別途「イベント事後清掃費（シャワールーム・トイレ清掃）」を申し受けます。

### 【譲渡・転貸の禁止】

- ・利用者は理由の如何に関わらず、利用の権利を第三者に譲渡あるいは転貸することを禁止します。

### 【安全管理の義務】

- ・利用者は利用者、出演者、参加者または観客などに、事前の準備、設営および終了後の撤去まで含め、事故が生ずることがないように安全管理に努める義務があります。
- ・利用者は、安全管理に関して事前に株式会社SAGAサンシャインフォレストおよび関係官公庁と協議の上、その指示に従い、対策を講じていただきます。
- ・利用者は、SAGAアリーナが行政・教育施設・住居・病院等に隣接する環境にあることに配慮し、行事の開催により周囲に迷惑をかけないよう対策を講じ、かつ関係者に周知徹底する義務があります。
- ・利用者は、佐賀県の条例が定める騒音・振動に関する環境基準に基づき、騒音・振動の低減対策について、所要の措置を講じてください。

### 【防火・防災について】

- ・利用者は当施設の別紙「防火・防災の手引き」に基づいて、消防法等の防火・防災関連法規の遵守および催事関係者への周知徹底をお願いします。
- ・火災、地震発生の際、利用者は来場者の避難を最優先に行い、速やかに誘導するよう心がけてください。
- ・火災発生の場合、利用者は直ちに初期消火体制をとるとともに、防災センター及び当施設管理事務所に連絡をしてください。
- ・けが人、病人等の発見・通報を受けた利用者は速やかに当施設に連絡してください。

## 利用における諸注意事項

### 【施設利用等の打ち合わせ】

施設利用開始1ヶ月前の月初までに、当施設担当者と利用についての詳細打ち合わせを行ってください。必要に応じて、利用計画書の提出をお願いすることがあります。

当施設では、下記のサービスにつきましてご提供・ご紹介することが可能です。ご利用の際はご相談ください。なお、設備・機器の操作、飲食の提供、会場周辺警備業務など、いくつかの業務については指定会社に限定させていただいております。別途指定会社一覧表がありますので、当施設担当者にご確認ください。

#### ◆提供可能なサービスの一例

- 受付、案内、クローケ等のサポートスタッフ手配
- ケータリング等
- 音響・照明機材手配、オペレーション等
- 映像システム機材手配、オペレーション等
- 造形施工（設営・撤去含む）等
- ネットワーク機材手配・敷設等
- 会場クリーニング等
- 施設会場内・会場周辺警備等

### 【言語・通貨、法令等】

- ・日本国の法令に準拠してください。
- ・金銭の支払いに用いる通貨は日本円でお願いいたします。
- ・契約に用いる言語は日本語といたします。
- ・利用者と株式会社SAGAサンシャインフォレストで紛争が生じた場合は、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 利用における諸注意事項

### 【会場警備について】

- ・会場周辺警備については指定会社制とさせていただきます。指定会社以外が会場周辺警備を行うことはできません。
- ・警備にあたっては期間中の状況（来場者入場時等）に従い、必ず指定会社によるポストの設置をいただく箇所が決まっています。詳細なポスト位置等については、指定会社とお打ち合わせください。
- ・施設内における安全性確保上の警備、部外者のチェック等に必要な施錠、防火シャッターの開閉施錠等については、事前に当施設とお打ち合わせください。
- ・施設内の催事来場者の整理、搬入出車両の整理・管理については、利用者の責任において行ってください。

### 【損害賠償と免責】

利用者が以下の場合によって損害を受けても、株式会社SAGAサンシャインフォレストはその損害を賠償する責任を負いません。

- ・利用の承認が取り消された場合
- ・利用の中止を命じられた場合
- ・再利用の禁止を命じられた場合
- ・利用上の禁止事項を遵守せず、主催者ならびに来場者に損害が生じた場合
- ・施設の閉鎖を命じられた場合
- ・利用の目的、内容等の変更が承認されない場合
- ・天変地異等によって当施設、設備が損壊し、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合
- ・当施設の故意または重大な過失がなく発生した火災、停電、盗難その他の事故で、利用者、出演者、参加者または観客などに事故が生じた場合

### 【関係官公庁への届出】

施設利用に際して必要な法令に定められた関係官公庁への届出および許可申請等や関係機関への届出等は、利用者自身が行ってください。必要に応じて関係協議支援に対応します。

届出・申請	関係機関	
<ul style="list-style-type: none"><li>・喫煙等承認申請書</li><li>・補助いす使用申請書</li><li>・催物開催届出書</li><li>・露店等の開設届出書</li></ul>	佐賀広域消防局 消防防災予防指導課	佐賀市兵庫北三丁目5番1号 0952-33-6775 ホームページ <a href="https://www.chubu.saga.jp/shobo.html">https://www.chubu.saga.jp/shobo.html</a>
<ul style="list-style-type: none"><li>・搬入出計画、交通整理要員の配置計画、駐車場確保等について</li></ul>	佐賀北警察署 交通課規制担当係	佐賀市高木瀬町大字東高木 234-1 0952-30-1911 (代表)
<ul style="list-style-type: none"><li>・試飲試食等の許可申請</li></ul>	佐賀中部保健福祉 事務所	佐賀市八丁畷町1-20 0952-30-1956